

北海道ホームヘルプサービス協議会賛助会員取扱い要領

1 目的

北海道ホームヘルプサービス協議会賛助会員（以下、「賛助会員」という）について、取り扱いを定めるものである。

2 対象者

本会の目的に賛同して支援いただける訪問介護事業の関連企業・団体など。

3 年会費

次の3プランからの選択制とする。

- (A) 年会費 3,000 円
- (B) 年会費 5,000 円
- (C) 年会費 10,000 円

4 特典

各プラン別に下記のとおり特典を定める。

- (A) ①本会研修（全道規模年2回程度）の際の資料に広告を掲載する。なお、広告サイズは 18cm × 6cm とする。
- (B) ①本会研修（全道規模年2回程度）の際の資料に広告を掲載する。なお、広告サイズは A4 の 1/2 とする。
 - ②訪問介護事業所への研修及び会議の案内物発送時に営業パンフレット等を同封する。なお、同封物サイズは A4 用紙 2 枚もしくは、A3 用紙 1 枚とする。
- (C) ①本会研修（全道規模年2回程度）の際の資料に広告を掲載する。なお、広告サイズは A4 とする。
 - ②訪問介護事業所への研修及び会議の案内物発送時に営業パンフレット等を同封する。なお、同封物サイズは A4 用紙 2 枚もしくは、A3 用紙 1 枚とする。
 - ③本会ホームページに広告バナーを掲載する。
 - ④本会研修（全道規模年2回程度）の際、展示ブースを無償借与する。
 - ⑤本会研修（全道規模年2回程度）の際、サンプルを配布する。

5 留意事項

- ・年会費の起算及び特典は、会費納入翌月 1 日より 1 年間とする。
- ・途中退会する場合は、年会費の返還及び減額は行わない。
- ・入会后 1 年以降は、退会の申し出が無い限り、自動更新とする。
- ・入会申込書に記入した個人情報、本会の活動にのみ使用し、適正に管理する。
なお、案内送付に際して、外部業者に委託する場合がある。
- ・本会研修の展示ブースを設置する場合、本会は事故・盗難・破損等の一切の責任を負わない。
- ・反社会的勢力に該当するもの入会は認めない。また、入会後に反社会的勢力に該当するものと判明した場合、賛助会員を退会していただく。
- ・賛助会員として相応しくない行為があった場合、賛助会員を退会していただくことがある。
- ・特典①・③の広告及び広告バナーのデータは、賛助会員が用意する。
- ・特典②の同封物は、賛助会員が用意する。
- ・特典④・⑤の展示の設営及びサンプル配布は、賛助会員が用意する。
- ・その他この要領に定めのない詳細については、事務局と協議し取り扱いを定める。

附 則 1. この要領は、令和元年 8 月 2 1 日から施行する。